

## (保健師、助産師、看護師、准看護師) 業務従事者届記載要領 (施設用)

### 1 基本事項

- (1) 主たる業務  
届出票②欄の該当する主たる業務を1つ選択し、○で囲むこと。
- (2) 氏名・生年月日  
保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。
- (3) 年 齢：令和2（2020）年12月31日現在における満年齢を記入すること。
- (4) 性 別：届出票③欄の該当するものを○で囲むこと。
- (5) 年齢コード：届出票の右面の「年齢コード」を参照の上、届出票④欄に記入すること。
- (6) 自宅住所：現に居住している場所を記入すること。

### 2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等

- (1) 記載を行う免許  
保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許等のうち2以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。
- (2) 取得有無  
保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許の取得の有無について、届出票⑤～⑧欄の該当するものを○で囲むこと。
- (3) 登録番号・登録年月日
  - ア 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許については、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の区分に従い、「厚生労働省」又は「都道府県」のいずれか該当しないものを斜線で抹消すること。
  - イ 厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
  - ウ 旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する保健婦免状又は看護婦免状について交付を受けた都道府県名、番号及び交付年月日を記入すること。  
また、旧規則に基づき都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者は、現に登録されている都道府県名、登録番号及び登録年月日を記入すること。
  - エ 准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
  - オ 上記において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注意すること。特に、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録された日であるので注意すること。

### 3 業務に従事する場所

- (1) 一般事項
  - ア 現在業務に従事している場所について、届出票⑨欄に記入すること。複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。
  - イ 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。
- (2) 業務に従事する場所の説明
  - ア 病 院：医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者  
※病床数は、勤務病棟ではなく、病院全体の病床で判断すること。
  - イ 診療所：医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者  
※「事業所」に設置される診療所を除く。
    - ・有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者

- ・無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者
  - ウ 助産所：医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者
    - ※分娩取り扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は「分娩取り扱いあり」とすること。
    - ・開設者 助産所の開設の届出を行った者
      - ※「出張のみによる者」に該当する者を除く。
    - ・従事者 「開設者」、「出張のみによる者」に該当しない者
    - ・出張のみによる者
      - 出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者
  - エ 訪問看護ステーション：介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者
    - ・管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者
    - ・従事者 管理者以外の者
  - オ 介護保険施設等：次に掲げる施設・事業所において従事している者
    - ・介護老人保健施設 : 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者
    - ・介護医療院 : 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者
    - ・指定介護老人福祉施設 : 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者
    - ・居宅サービス事業所 : 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く。）を行う事業所において業務に従事している者
    - ・居宅介護支援事業所 : 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者
    - ・その他 : 上記以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者
  - カ 社会福祉施設：社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「病院」から「介護保険施設等」に該当する場合を除く。
    - ・老人福祉施設：老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者
    - ・児童福祉施設：児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者
    - ・その他 : 「老人福祉施設」、「児童福祉施設」以外の社会福祉施設において業務に従事している者
  - キ 保健所、都道府県又は市区町村
    - ・保健所 : 保健所において業務に従事している者
    - ・都道府県：都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者
    - ・市区町村：市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者
  - ク 事業所
    - アからキ及びケに該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。）
  - ケ 看護師等学校養成所又は研究機関
    - 文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて、研究機関において従事している者
  - コ その他
    - アからケに該当しない場所において業務に従事している者
- (3) 所在地・名称
- ア 従事先所在地 : 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

イ 従事先市町コード：所在地の市町名を届出票の注意事項に記載の「市町コード」を参照の上、届出票⑩欄に記入すること。

ウ 従事先名称：現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

ア 「派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者（同条第4号に係る者を含む。）を指す。

(5) 常勤換算

ア フルタイム労働者（1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者）と比較して、1週間の所定労働時間が短い者は「2. 短時間労働者」と⑬欄に記入すること。

その場合には、届出票⑭欄に次の計算式に基づき算出した常勤換算数を記入すること。

$$\left( \text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間}} \right)$$

この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1とする。

(6) 従事期間等

ア 従事期間は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により届出票⑮欄に記入すること。（産休・育休期間等も従事期間に含めて考えること。）

イ 従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

連続の例 同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動

連続でない例 同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおける「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとみなして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

ウ 「従事したことがある」とは、次の(ア)から(ウ)により判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、(ア)から(ウ)に該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

(ア) 期間の定めがなく雇われていた場合

(イ) 1ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

(ウ) 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が2ヶ月以上かつ各月18日以上雇われた場合

エ 「新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指す。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業見込みがなかった者は含まれない。

オ 「再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）を指す。

カ 「転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指す。

キ 「その他」とは、「新規」、「再就業」及び「転職」のいずれにも該当しない場合を指す。

ク ⑮欄で2、3、6、7（再就業・転職）を選択した場合は、直前に従事していた施設を離職した主な理由を届出票⑯欄に記入すること。

ケ ⑯欄で「その他」を選択した場合は、⑰にできるだけ詳細な理由を記入すること。

(7) 特定行為研修の修了の有無

ア 「看護師の特定行為研修」とは保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指すこと。「領域別パッケージ」とは、同項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。

イ 12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は1. 有を記載すること。

ウ 12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「2. 無」を記載すること。

(8) 指定研修機関番号及び名称

ア 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号及び名称を記入すること。

イ 「特定行為研修の修了の有無」の⑱の欄において2. 無の場合は記入の必要はない。

(9) 修了した特定行為区分及び領域別パッケージ研修

ア 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て○で囲むこと。単に、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為研修区分全ての研修を修了しているだけでなく、「特定行為研修修了証」に記載されている領域について○で囲むこと。

イ 「特定行為研修の修了の有無」の欄において、2. 無を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

ウ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲むこと。